

「ひのくに高等支援学校いじめ調査委員会」調査報告書の提言に対する対応について

【提言1】各生徒への特別支援教育の充実

- (p13)・一人一人の生徒が小さな課題を達成し充足感をもって日々の学校生活を過ごすことができること。
 ・いじめが生まれてくる背景となる各生徒のフラストレーションにアプローチすること。

一人一人の教育的ニーズに応じた最適な指導支援を実現するため、教職員の特別支援教育に関する専門性を向上させる。

- 自立活動の授業について、教職員が相互に授業参観した上で意見交換ができる研修を行うことで、特別支援教育に関する専門性を互いに補い合い高める。

【拡充：事案発生後の取組】

- 自立活動の授業だけでなく、学年毎に研究教科を設定し、全職員参加の授業研究会を実施することで、特別支援教育に関する専門性を互いに補い合い高める。

【新規：提言を受けた取組】

特に、以下の観点で研修内容を設定して実施する。

- 障がいの特性及び発達段階等を把握できるよう、障がいに関する知識理解を深める。
 - 生徒の「困難さ」をよりの確に見取る力を高める。
 - 困難さに応じた様々な手立てを講じながら指導できる幅広い知識・技能を習得する。
 - 各教科や自立活動等の授業力を高める。
- 障がいについて、より専門的な知識理解を得るため、医療機関等から専門家を招聘した研修を実施する。

【新規：提言を受けた取組】

【提言2】生徒へのいじめの教育

- (p13)・入学後の早期にいじめについて学習する機会を提供すること。
 ・いじめとは何か、なぜだめなのかということをもっと理解させるふみこんだ教育が必要であること。
 ・外部から専門家を招きたいじめ防止授業の検討をすること。

ハートほっとウィーク（巡回面談）をはじめとする個別面談を要とし、各学級や学年、全校で「いじめ」について学ぶ。

- 全体的ないじめ教育の指導については、
 全校集会や情報の授業において年間計画を立てて指導する。
 自立活動の授業において、相談スキルの基礎となる「自他の意図や感情の理解」や「コミュニケーション能力」を高めるためロールプレイを取り入れるなどして、実践的なソーシャルスキルを計画的に指導する。

いじめ防止講話の実施。

【拡充：事案発生後の取組】

- 個別的不是いじめ教育の指導については、個別面談を通して指導する。具体的にはハートほっとウィーク（巡回面談）と心のアンケート後の面談とで関連を持たせて指導する。

【拡充：事案発生後の取組】

【提言3】教職員の資質の向上のための職員研修を充実させ、対応力を高めること

(p14)・障がいに関する知識やスキルのさらなる向上を目指した研修の充実を行うこと。

- ・障がいに関する理解や対応の仕方をすり合わせていく機会が必要であること。
- ・どのように被害生徒、加害生徒に関わるのか、保護者にどう対応するのかなど、実際の事例をもとに研修する機会が必要であること。

提言1の取組に加え、保護者の立場に寄り添い、共通理解を図る。また、情報の収集・共有の体制を強化する。なお、職員研修は毎月実施することとする。

- ▶ 組織的な対応力を高めるために、不定期で実施していた校内支援委員会を隔週で実施し、生徒情報や支援計画を踏まえ、事案の対応を継続的に協議する。

【拡充：事案発生後の取組】

- ▶ 教職員個々の対応力を高めるために、保護者との意見交換やいじめに関する協議を行う。

年間3回実施している保護者面談だけでなく、こころの健康観察やハートほっとウィーク（巡回面談）や心のアンケートで把握した状況に応じて、保護者面談等を実施する。

【拡充：事案発生後の取組】

いじめ防止をテーマとしたPTA研修を実施する。研修においては、ワークショップ等を通じたケーススタディ型の研修を実施する。

【新規：提言を受けた取組】

【提言4】いじめが生じた後の学校の体制整備

(p14)・校内の様々な役割の教員がクラスをサポートしていく風通しの良い組織づくりを行うこと。

- ・特性に対し、どのような支援を行っていくかあらかじめ話し合っておき、リアルタイムでの具体的な状況確認、介入が重要であること。
- ・学校全体で複数の担当者、第三者を交えたオープンな協議の場を持つことをフローチャート内に組み入れ、執行すること。

外部の専門家を交え、早期の対応ができる段階的な対応体制を整備する。

- ▶ 担任や副担任の配置、特別支援学校サポーターの配置の適正化を図る。教職員の配置については、全ての学級に副担任を配置し生徒の状況把握や迅速な対応ができるようにする。また、昨年度まで専門学科を中心に配置していた特別支援学校サポーターを各学年に配置し、聞き取り等、迅速な対応支援ができるようにする。

【拡充：事案発生後の取組】

- ▶ 関係生徒への聞き取り時に、外形的な行動だけに焦点を当てず、背景にある心情を把握することや、SCやSSW等の外部専門家との連携を含めた対応策を検討すること等について、いじめ対応マニュアルに明記し、ホームページ等で周知する。

【拡充：事案発生後の取組】

- ▶ 外部専門家の活用については、校内支援委員会等で協議を行い、県教育委員会に活用する方法について相談の上、積極的な活用を図る。

【拡充：事案発生後の取組】

▶ 緊急性が高い事案においては、校内支援委員会及びいじめ防止対策委員会を臨時に実施し、迅速な対応につなげる。 【拡充：事案発生後の取組】

▶ 学校運営協議会では、いじめ事案に関する学校全体の状況や取組を共有する。いじめ防止対策委員会では、外部専門家を交えて事案への対応を協議する。また、校内支援委員会では、必要に応じて外部専門家の指導助言を受けながら支援計画を検討する。

【拡充：事案発生後の取組】

【提言5】各生徒の特性の評価や情報収集・共有

(p15)・成育歴や小中学校での様子、知的な水準や精神医学的評価などの必要な情報を収集し、指導計画に反映していくこと。

・保護者と支援計画を共有し、学校の枠組みや困った時の対応の流れ（SC や SSW の活用含む）についてもあらかじめ伝えておくなどしてチームとして生徒の支援にあたるようにしておくこと。

中学校在籍中の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を確実に引き継ぎ、必要な支援や配慮を把握し、実践につなげる。また、生徒の「困難さ」を的確に捉え、困難に応じた「手立て」を検討し、「個別の教育支援計画」等に反映させ、実践に活かす。

▶ 年度当初の情報ソースとしては、「生徒理解研修」を実施し、生徒一人一人の障がいの状況や特性、配慮事項等について、全職員で共有する。 【拡充：事案発生後の取組】

▶ その後の情報収集・共有及び対応については、

提言1の取組（自立活動の授業や教科授業研究会）等を通じて、情報交換を行い、各生徒の情報をアップデートしていく。 【拡充：事案発生後の取組】

毎週実施する学年会や学科会、隔週実施の校内支援委員会等で定期的に生徒の状況を確認し、必要な指導支援等を検討する。 【拡充：事案発生後の取組】

「こころの健康観察」を実施し、生徒の悩み、困りごとを把握した上で、声掛けや個別面談につなげる。 【新規：提言を受けた取組】

【提言6】保護者への支援

(p15)・保護者の心情に寄り添う専門家と保護者が早めにつながるができるよう援助すること。

・学校と保護者の話し合いだけでなく、学校以外の支援者も含めた支援会議を開くことも有効であること。

・保護者に対してもいじめ問題に対する学習機会があるとよいこと。

本校の取組を保護者に周知するとともに、保護者といじめ問題について学ぶ機会を設け、連携を深める。

▶ 提言1～5に挙げた本校のいじめ問題に対する取組について、PTA 総会、学校運営協議会、ハートほっとウィーク等にて保護者と共有する。 【拡充：事案発生後の取組】

▶ 年3回実施の面談だけでなく、「こころの健康観察」の結果を保護者と共有しておき、連携を深められるようにする。さらに、PTA 研修においては、保護者と教職員が相互に意見交換できる場を設定する。 【新規：提言を受けた取組】

- 提言4の取組のとおり、校内の組織的な対応に加え、必要に応じて早期にSSW等の外部専門家を活用した保護者支援を行う。 【拡充：事案発生後の取組】

【提言7】教員数の充足

(p15)・教員数の不足があることで、悪循環に陥りやすいこと。

- ・県教育委員会は、外部相談者を派遣して調整を図ったり、教員の相談に応じたりするなどの体制を整えること。

- 教職員の適正人数配置について、県教育委員会と協議を進める。また、教職員の協力体制を円滑なものにするため、必要に応じ外部相談員等の派遣を依頼する。

【拡充：事案発生後の取組】

- 県教育委員会は、必要に応じて指導主事を当該校に派遣し、学校の対応が適切に進んでいるか、困りごとはないかを協議するとともに指導助言を行う。さらに、保護者への外部支援についても指導助言を行う。 【拡充：事案発生後の取組】

「ひのくに高等支援学校いじめ調査委員会」調査報告書の提言への対応スケジュール

★提言を受けた新規の取組

